

三条市立第二中学校「いじめ防止基本方針」

0 はじめに

この三条市立第二中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

平成30年度の県や三条市の改定を受け、平成31年度・令和2年度に見直しと改定を行った。令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が制定されたことを受け、令和3年度に県と三条市の方針が改定され、それに伴い学校基本方針も見直しを行い、改定した。またその後、毎年改善を図っている。

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、どの学校でも起こる可能性があることを踏まえ、その対応は学校における最重要課題であり、教育活動全体を通じて、全ての教職員が、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、未然防止に取り組む必要がある。

そのため、いじめの防止等の対策の基本は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。そして、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるような、互いを認め合える人間関係や学校・地域の風土を育てていくことが大切である。

また、いじめがいじめを受けたとされる生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解できるようにすると共に、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したりすることがないよう心の醸成を図る。

加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けたとされる生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭、その他の関係機関との連携の下、いじめの背景にも目を向け、いじめ問題を克服することを目指して展開していくものである。

2 いじめ防止のための手立て

いじめ問題への対策を教育活動全体で進めるために、「いじめの定義」を明確にし、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめの早期解決への対応」、「家庭・関係機関との連携」等を明確、具体的なものにしていく。

（1）いじめ・いじめ類似行為の定義について

「いじめ」とは、

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの

（法第2条）

「いじめ類似行為」とは、

児童等に対して、当該児童等が座席する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物も含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性^{がいぜんせい}の高いもの

（県条例第2条2項）

これらの定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」「いじめ類似行為」に当たるか否かについて、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断する。

（２）いじめの未然防止について

○いじめ防止学習プログラムに基づく生徒指導の年間計画の作成

- ・学校教育活動の全般をピースメソッドの視点で位置づけ、年間の活動を通して、児童生徒にいじめの防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。具体的には、活動の焦点付け、必要な活動や求める個々の態度の明確化、望ましい集団や人間関係づくりへの取組等を通して、いじめを生み出さない未然防止の教育活動を展開することに努める。
- ・個々の活動を展開する中で、いじめ防止の視点、絆を深める視点、人間関係の円滑化を図る視点を設け、活動の計画、推進にあたる。
- ・「学校評価アンケート」を活用して、実態を把握し、取組の見直しをPDCAサイクルにより定期的に行う。

○授業の改善、わかる授業の実施

- ・授業規律を明確化し、落ち着いて授業に参加できる環境、雰囲気づくりを心がける。
- ・ねらいを明確にすると共に、基礎基本の定着を図る授業を推進する。
- ・授業のユニバーサルデザイン化を心がける。
- ・生徒の問いや願いを大切にし、生徒同士の考えのつながりを意識させ、かかわり合うなかで思考を深める時間を大切にする。
- ・一人一人の学習状況を把握して個に対応する指導を行う。

○道徳教育の充実

- ・望ましい生活習慣や規範意識を身に付ける。
- ・学級活動、道徳の時間、各教科の授業など、あらゆる場面において自己有用感や生命尊重の意識を高める。

○人権教育、同和教育の充実

- ・同和教育を中核として、人権を全ての人が人間らしく幸福に生きていくための当然の権利として尊重し、守ろうとする態度を育成する。

○社会性の育成、人間関係を築く能力の育成、互いに認め合う集団づくり

- ・各行事、あいさつ運動、深めよう絆スクール集会などで異学年交流活動を推進する。
- ・学級、学年において構成的グループエンカウンターなど計画的に取り入れ、仲間と共に活動する機会を設定し人間関係を築く能力を育てる。
- ・活動前後のメッセージ交換など一人一人の良さを認め、評価する活動等を推進する。

○生徒による主体的な取組

- ・自分達の生活を自分達で改善向上させる生徒会活動を推進する。
- ・いじめのない学校を目指し、アンケートによる実態・意識調査やいじめ見逃しゼロスクール集会などに取り組む。

○情報モラル、インターネットの適切な利用等に関する指導

- ・技術、学級活動の時間に情報モラルについての理解を深める。
- ・インターネットトラブル防止に向けた講演会等を保護者と連携して実施する。

○職員間の連携、情報交換

- ・日常の情報の共有化を図る。
- ・定期的な生徒理解会議や小中情報交換会等を開催し、情報共有や対応についての連携を図る。

○職員研修

- ・校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図る。
- ・いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させるとともに、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないようにする。

(3) いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

〈具体的な取り組みについて〉

○教室の環境整備

- ・机、椅子、教科書、ノート等の落書き点検（個人の持ち物も含む）

○在籍生徒の日常生活の観察

- ・日頃の生活の様子を観察（朝学活、授業中、休み時間、部活動等）
- ・生活ノート（二中ライフ）や学級日誌の感想等の書き込み
- ・保健室の利用状況の把握

○いじめ実態調査アンケートの実施

- ・いじめアンケートなど実態調査の実施（原則5年保存）

○個別教育相談の実施

- ・定期教育相談会の実施、チャンス相談・声かけ運動の実施

○市一斉アンケートの活用（毎月）

- ・学級満足度、学校生活意欲度、進路意識度、ソーシャルスキル等の分析

○学力向上

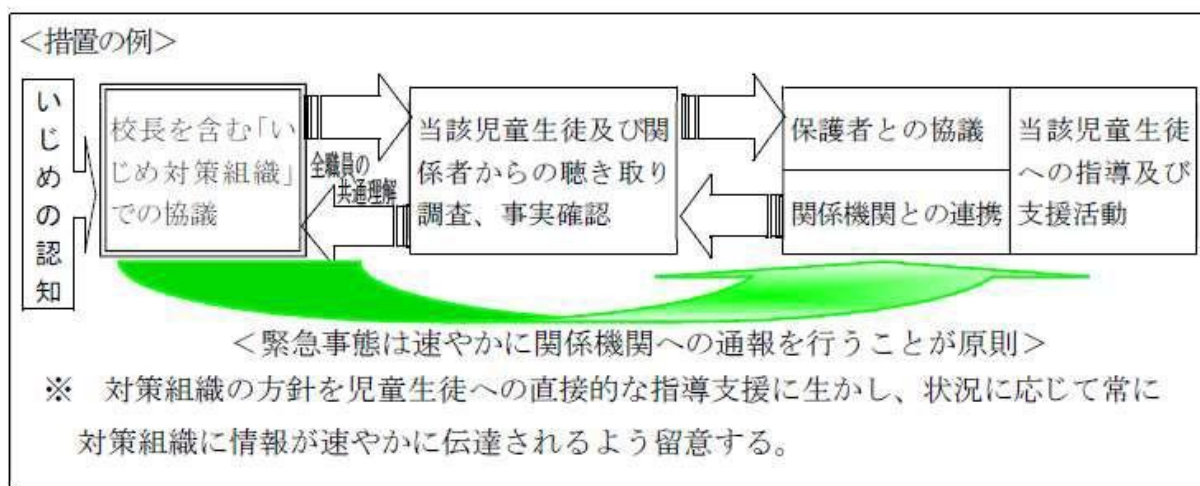
- ・わかる授業の実践と研修

○学年部会及び生徒指導部会での生徒指導情報交換（それぞれ毎週1回）

○保護者、地域からの情報収集

（４）いじめへの対処について

いじめの発見・通報を受けた場合、当該生徒にとって通報は多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、迅速かつ組織的に対応することを徹底する。対応に当たっては、いじめを受けたとされる生徒やいじめを知らせに来た生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる生徒に対して、事情を確認した上で当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で適切に指導すること等、組織的に行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で誠実かつ丁寧に取り組む。緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



「三条市いじめ防止等の基本的な方針」（令和4年3月改訂）より抜粋

〈具体的な取り組みについて〉

○いじめ発見時、通報を受けた時の対応

- ・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任に報告し、即時対応を行う。
- ・管理職の指示の下で市教育委員会へ報告する。

○いじめを受けたとされる生徒と、その保護者への支援

- ・事実確認し、保護者へ説明する。
- ・安心安全な学校生活ができるような支援と当該生徒等の心のケアを行う。

○いじめを行ったとされる生徒と、その保護者への支援

- ・事実確認し、保護者へ説明する。
- ・いじめは「許されない行為」であり、「心身に及ぼす重大事態」であること等に気づかせ、再発防止と解決に向け協力を求め、必要な指導と支援を行う。
- ・いじめを行った背景を注視し、当該生徒への指導や心の安定のために必要な関係機関との連携を図って指導、支援に当たる。

○当該生徒等と関わりのある生徒等への対応

- ・他の生徒に対して行われているいじめを認識しながら、これに対応できなかった生徒等への事実確認と指導を行う。
- ・他の生徒に対して行われているいじめを認識しながら、これに対応できなかった生徒等の保護者へ説明を行い、再発防止に向けた協力を求め、必要な指導と支援を行う。

○ネット上のいじめへの対応

- ・誹謗・中傷等の訴えに対してその内容を確認し、内容の保存をする。
- ・インターネット上でいじめが発見された場合、迅速に被害生徒への心のケアや、被害拡大を防ぐため、書き込んだ該当生徒等に削除を行わせ、閲覧した生徒等も可能な限り特定し、削除を依頼する。
- ・犯罪への関与が疑われる場合、関係機関に届け出る。
- ・サービス提供者に対して、悪質な内容の削除依頼を行う。
- ・学校として、保護者と相談し、必要に応じて情報機器の使用停止を要請する。

(5) 家庭・関係機関との連携について

いじめは学校社会のみならず、広義に社会的な問題でもあり、生徒を見守り健やかな成長を促すため、学校関係と地域関係団体、関係諸機関と連携した対策を推進していく体制を構築することが必要である。

○教育委員会との連携及び重大事態への対処についての検討

- ・内容の報告と対応についての検討

○警察への報告義務

- ・三条警察署の生活安全課に通報し、助言・援助を求める。

○関係機関との連携

- ・指導の連携

3 いじめ防止等のための組織について

(1) 名 称 三条市立第二中学校いじめ防止推進会議

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、警察のスクールサポーター、スクールカウンセラーを構成員とする。

※事案によっては、学識経験者やPTA会長、自治会長等を、特別構成員とする。

※警察のスクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委へ依頼する。

(3) 組織の具体的な役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの早期発見のためいじめ相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見、事案対応のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割

- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめを行ったとされる生徒への特別指導の実施
- ・いじめにあったとされる生徒への特別指導の実施

4 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒等に「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合。
- ③その他の場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

※「いじめにより」とは、前述に揚げた生徒の状況に至る要因が該当生徒に対して行われたとされるいじめにあることを意味する。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けたとされる生徒の状況に着目して判断する。

〈状況の例〉

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・生徒が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態としての認知と調査

①重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合には、そのすべてを教育委員会に報告する。その中において重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

②重大事態の調査及び対応

重大事態については、教育委員会がその事態に対応するとともに、該当重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当該学校が担当する。教育委員会は、その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けたとされる生徒等及びその保護者に対して、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

調査により把握した情報の記録については、原則として市の文書管理規則等に基づき、適切に保存するものとするが、少なくとも5年間保存することとする。また、重大事態の記録の破棄についてはいじめを受けたとされる生徒・保護者に説明の上、行うこととする。

5 いじめ防止基本方針等の評価

- ・いじめ防止等にかかる上記の取組等について、学校評価の項目に加えて評価する。
- ・「いじめ防止推進会議」において、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- ・期待するような指標等の改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

※いじめ防止等のための年間計画

月	期	主な学校行事	主な児童生徒の活動予定		
			未然防止	早期発見	その他
4	新創期	1 学期始業式 入学式 P T A 総会	新入生生徒会オリエンテーション 学級づくり	学級づくり	1 年の目標設定 新創期の目標設定 学年 P T A
5		生徒総会 教育相談旬間	あいさつ運動の展開	生活アンケート教育相談	応援練習 新創期のふり返り
6	向上・団結期（前期）	運動部中越地区大会 いじめ見逃しゼロ強調月間	大会に向けたメッセージ交換 中越地区大会激励会	1 学期いじめ実態調査アンケート	向上・団結期の目標設定 学校・警察連絡協議会
7		第 1 回定期テスト 運動部県大会 中越地区吹奏楽コンクール 体育祭結団式 1 学期終業式 保護者会（個人面談）	中越地区大会報告会 県大会・吹奏楽コンクール激励会	保護者会（個人面談）	体育祭組織づくり
8		運動部北信越・全中大会 県吹奏楽コンクール 2 学期始業式	部活動新体制づくり	部活動新体制づくり	体育祭組織づくり
9		いじめ見逃しゼロスクール集会			
9	向上・団結期（後期）				
10		体育祭 オープンスクール 合唱コンクール	体育祭振り返り 合唱コンクール振り返り	生活アンケート	「目標」の中間振り返り 向上・団結期のふり返り
11	充実期	いじめ見逃しゼロ強調月間 第 2 回定期テスト		2 学期いじめ実態調査アンケート	充実期の目標設定 生徒会役員選挙への準備活動 候補者選び
12		生徒会役員選挙 保護者会（個人面談） 生徒総会 2 学期終業式	人権教育強調週間 生徒会活動の振り返りと引き継ぎ	保護者会（個人面談）	充実期のふり返り
1	結実期	3 学期始業式 1・2 学年 P T A 3 年生三者面談 第 3 回定期テスト（3 年）	2 学年修学旅行に向けた取組（班編制、組織づくり等）		
2		第 3 回定期テスト（1・2 年） 感謝ウィーク	感謝ウィークに関する取組	感謝ウィークに関する取組	学校・警察連絡協議会 2 学年修学旅行準備
3		卒業式 1 年生「絆」集会 2 学年修学旅行 修了式	「絆」集会に関する取組		2 学年修学旅行準備・ふり返り 結実期のふり返り 1 年のふり返り
日常の取組			あいさつ運動 授業の充実 道徳授業の充実 社会性の育成	あいさつ運動 生活ノート 生徒指導部会等の情報交換 チャンス相談	生徒朝会 学年朝会